

改正健康増進法

受動喫煙対策 ガイドブック



受動喫煙のない街へ



改正された健康増進法が

2020年4月1日に全面施行されました。

受動喫煙対策は施設管理者の義務となっています。

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。改正法は、望まない受動喫煙の防止を図るため、多くの方が利用する施設の区分に応じ、施設の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、管理権原者の方が講ずべき措置等について定めたものです。



多くの施設において
屋内が原則禁煙に



20歳未満の方は
喫煙エリアへ立入禁止に



屋内での喫煙には
喫煙室の設置が必要に



喫煙室には
標識提示が義務付けに

既存の小規模飲食店には、経過措置があります

経営規模の小さい飲食店には、店内の一部又は全部を喫煙可能とできる経過措置があります。

条件 1

2020年4月1日時点で
営業している店舗

条件 2

資本金または出資の
総額5,000万円以下

条件 3

客席面積は
100㎡以下

上の3つの条件をいずれも満たしている施設は「既存特定飲食提供施設」として、喫煙可能室の設置を選択することができます。経過措置を選択する場合は、届出書の提出が必要です。下の福岡市へご郵送ください。既存特定飲食提供施設については、P6～7をご覧ください。届出についてはP10でご案内しています。

届出書はWEB上でもダウンロードできます。→ 福岡市受動喫煙対策事業

福岡市保健医療局健康増進課健康づくり係

電話 092-707-1905

受付時間 9:00～17:00(年末年始・土日祝を除く)

住所 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8の1

福岡市では、

- 既存特定飲食提供施設の届出書の受付を行います。左記へご郵送ください。
- 店舗・施設で使える標識(無料)の郵送も可能です。

標識は下記URLからダウンロードできます。

<https://city-fukuoka-jyudokitsuen.com/sign/>

あなたの
施設はどれに
該当しますか？



多くの人が利用する全ての施設において、**原則屋内禁煙**となっています。

施設内での喫煙を認める場合は、**喫煙用スペースを設置する必要があります。**



該当する案内ページで必要な対応についてご確認ください。



オフィス・事業所等

事務所、工場、ホテル・旅館、
旅客運送事業船舶・鉄道、
その他全ての施設

「**原則屋内禁煙**」です。

喫煙専用室などの設置も可能です。

詳しくは、
P4～5へ



飲食店

「**原則屋内禁煙**」です。

喫煙専用室などの設置も可能です。または、経過措置も選択できます。

既存小規模飲食店向けの経過措置の条件に当てはまりますか？

Q1 2020年4月1日時点で営業している店舗ですか？

Q2 資本金または出資の総額5,000万円以下ですか？

Q3 客席面積は100㎡以下ですか？

1つでも
「いいえ」

届出^{*}はせず
店内禁煙もしくは、
喫煙専用室などを設ける。

^{*}既存特定飲食提供施設の届出。
詳しくはP6でご確認ください。

すべて
「はい」

経過措置を選択。届出^{*}し、
店内での喫煙を可能とする。

詳しくは、
P4～5へ

詳しくは、
P6～7へ



シガーバー・たばこ販売店等

喫煙を主目的とする施設では、受動喫煙防止の基準に適合した室内空間に限り、施設内での喫煙が可能です。

詳しくは、
P8へ



学校・病院等

学校・児童福祉施設、
病院・診療所、
行政機関の庁舎等

「**敷地内禁煙**」です。

ただし、屋外に条件を満たした喫煙場所を設置することが可能です。

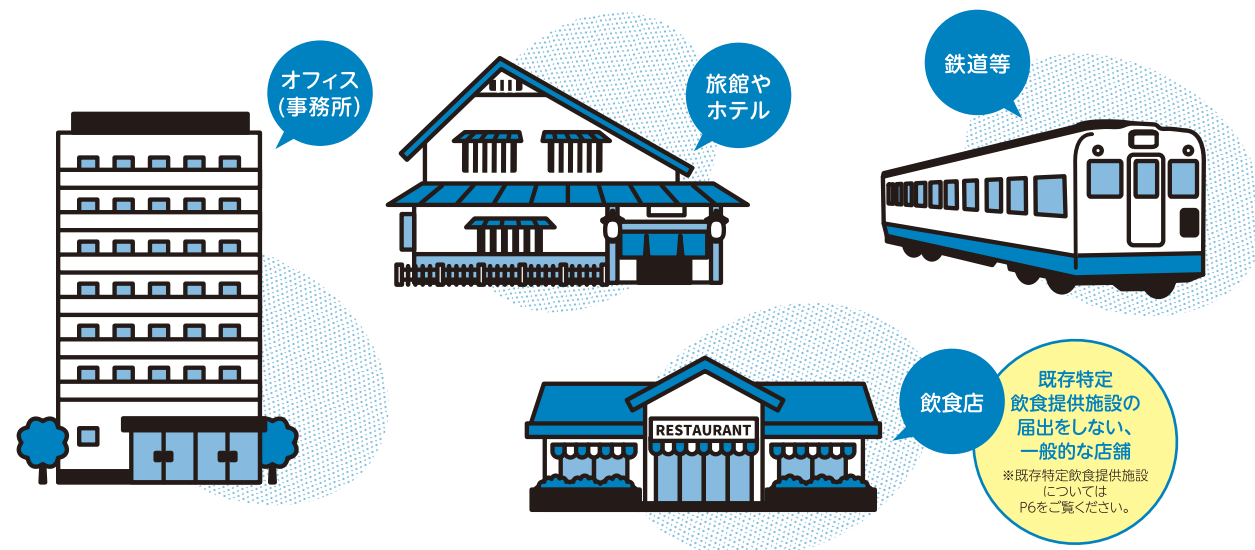
詳しくは、
P9へ



オフィス・事業所等 / 飲食店 (既存特定飲食提供施設の届出をしない、一般的な店舗)

対象

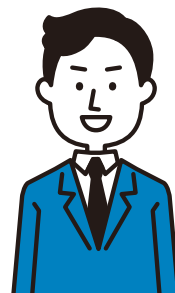
事務所、工場、ホテル、旅館、旅客運送事業船舶、鉄道、飲食店(既存特定飲食提供施設としない、一般的な店舗)



該当施設は

- ◎原則屋内禁煙です
- ◎喫煙を認める場合は、喫煙専用室などの設置が必要です

※個人自宅やホテルの客室など、人の居住の用に供する場所は、適用除外



〈必要な対応、および喫煙室の設置パターン〉

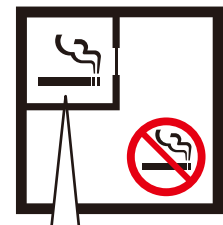
屋内禁煙



施設内全面禁煙

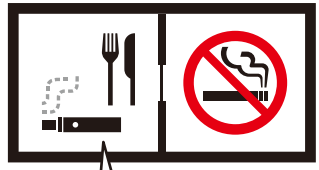
喫煙室を設置する場合

喫煙専用室設置



喫煙専用室では、
○喫煙のみ可
○飲食等の提供は不可

加熱式たばこ専用喫煙室設置



加熱式たばこ専用喫煙室では、
○加熱式たばこに限定
○飲食等の提供も可

「喫煙専用室」と「加熱式たばこ専用喫煙室」を併設することも可能です。

※喫煙室を設置する場合、室外への煙の流出防止措置が必要です。

〈喫煙室の分類と標識の掲示について〉

喫煙専用室

①施設の出入口に

施設の一部に「喫煙専用室」があることが分かる標識を掲示しなければなりません。



②喫煙室の出入口に

喫煙室のタイプが「喫煙専用室」であることが分かる標識を掲示しなければなりません。



このマークは



○ たばこの喫煙が可能
✕ 飲食等の提供不可
施設の一部に設置可

- ◎喫煙室は、法律に定められた技術的基準をみたした喫煙室にする必要があります。 [詳しくは、P10へ](#)
- ◎喫煙室には、20歳未満の方は客・従業員とともに立入禁止です。
- ◎紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等については禁止されており、罰則の対象となります。

加熱式たばこ専用喫煙室 (経過措置)

①施設の出入口に

施設の一部に「加熱式たばこ専用喫煙室」があることが分かる標識を掲示しなければなりません。



②喫煙室の出入口に

喫煙室のタイプが「加熱式たばこ専用喫煙室」であることが分かる標識を掲示しなければなりません。



このマークは



△ 加熱式たばこに限定
○ 飲食等の提供可能
施設の一部に設置可(経過措置)

- ◎喫煙室は、法律に定められた技術的基準をみたした喫煙室にする必要があります。 [詳しくは、P10へ](#)
- ◎喫煙室には、20歳未満の方は客・従業員とともに立入禁止です。
- ◎紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等については禁止されており、罰則の対象となります。

標識は福岡市公式ウェブサイトよりダウンロードできます。
<https://city-fukuoka-jyudokitsuen.com/sign/>
また、P2の福岡市より郵送も行っております。

対 象

- ①2020年4月1日時点で営業している施設
- ②資本金または出資の総額5,000万円以下
- ③客席面積が100㎡以下

上記、①～③の項目全てに該当する店舗は、**既存特定飲食提供施設**として、喫煙可能室を設置することができます。福岡市への届出が必要です。



経営規模が小さい事業者の皆さんが運営する施設について、直ちに喫煙専用室等の設置を求めることが事業継続に影響を与えることが考えられることから、これに配慮し、経過措置として、上記の条件を満たす施設(既存特定飲食提供施設)には、喫煙可能室の設置が認められます。

既存特定飲食提供施設の届出書は、福岡市公式ウェブサイトよりダウンロードできます。届出についてはP10で案内しています。

既存特定飲食提供施設は

**経過措置として、
喫煙可能な場所であることを提示することにより、
店内で喫煙が可能です。**



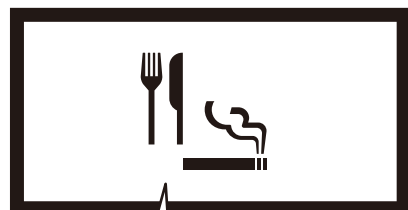
〈必要な対応、および喫煙室の設置パターン〉

喫煙可能室あり



喫煙可能室では、
○喫煙可 ○飲食等の提供も可

喫煙可能店（施設全体が喫煙可能）



喫煙可能店では、店内全面
○喫煙可 ○飲食等の提供も可

※喫煙室を設置する場合、室外への煙の流出防止措置が必要です。

〈喫煙室の分類と標識の掲示について〉

喫煙可能室あり（経過措置）

①施設の出入口に

施設の一部に「喫煙可能室」があることが分かる標識を掲示しなければなりません。



②喫煙室の出入口に

喫煙室のタイプが「喫煙可能室」であることが分かる標識を掲示しなければなりません。



このマークは



- たばこの喫煙が可能
 - 飲食等の提供可能
- 施設の全部、または一部に設置可

- ◎喫煙室は、法律に定められた技術的基準をみたした喫煙室にする必要があります。
詳しくは、P10へ
- ◎喫煙室には、20歳未満の方は客・従業員ともに立入禁止です。
- ◎紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等については禁止されており、罰則の対象となります。

喫煙可能店（施設全体が喫煙可能室）（経過措置）

①施設の出入口に

施設全体が「喫煙可能室」となっていることが分かる標識を掲示しなければなりません。



このマークは



- たばこの喫煙が可能
 - 飲食等の提供可能
- 施設の全部、または一部に設置可

- ◎喫煙室は、法律に定められた技術的基準をみたした喫煙室にする必要があります。
詳しくは、P10へ
- ◎喫煙室には、20歳未満の方は客・従業員ともに立入禁止です。
- ◎紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等については禁止されており、罰則の対象となります。

対象

喫煙を主たる目的とするバー、スナック等

- ・たばこの対面販売(出張販売を含む)をしている。
- ・施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的としている。
- ・設備を設けて客に飲食をさせる営業(「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く)を行っている。

店内で喫煙可能なたばこ販売店

- ・たばこ又は専ら喫煙の用に供するための器具の販売(たばこの販売については、対面販売をしている場合に限る)をし、施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とするものであること(設備を設けて客に飲食をさせる営業を行うものを除く)。

シガーバー



たばこ販売店



該当施設は

受動喫煙防止の構造設備基準に適合した
室内空間に限り、喫煙目的室を設けることができます。

※人の居住の用に供する場所(住宅、ホテルや福祉施設の個室等)は、規制対象外です。

〈必要な対応、および喫煙室の分類と標識の掲示について〉

店内の一部に、喫煙目的室を設ける場合

①施設の出入口に

施設の一部に「喫煙目的室」があることが分かる標識を掲示しなければなりません。



▲シガーバー等

⑤



▲たばこ販売店

④

②喫煙室の出入口に

喫煙室のタイプが「喫煙目的室」であることが分かる標識を掲示しなければなりません。



▲シガーバー等

⑥



▲たばこ販売店

①

このマークは



- たばこの喫煙が可能
- 飲食等の提供可能

施設の全部、または一部に設置可

このマークは



- たばこの喫煙が可能
- ✕ 飲食等の提供不可

施設の全部、または一部に設置可

店内全面を喫煙目的室(=喫煙目的店)とする

①施設の出入口に

施設全体が「喫煙目的店」であることが分かる標識を掲示しなければなりません。



▲シガーバー等

⑥



▲たばこ販売店

①

◎喫煙室は、法律に定められた技術的基準をみたした喫煙室にする必要があります。
詳しくは、P10へ

◎喫煙室には、20歳未満の方は客・従業員ともに立入禁止です。

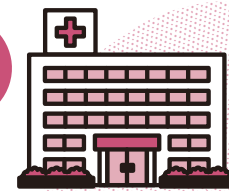
◎紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等については禁止されており、罰則の対象となります。

対象

学校、児童福祉施設
病院、診療所
行政機関の庁舎等
旅客運送自動車・航空機



学校



病院

該当施設は

- ◎敷地内禁煙です。
- ◎屋外のみ、指定された場所(特定屋外喫煙場所)を喫煙場所とすることも可能です。



特定屋外喫煙場所とは

- 喫煙をすることができる場所が区画されていること。
- 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。
- 施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。

〈必要な対応、および喫煙場所の標識の掲示について〉

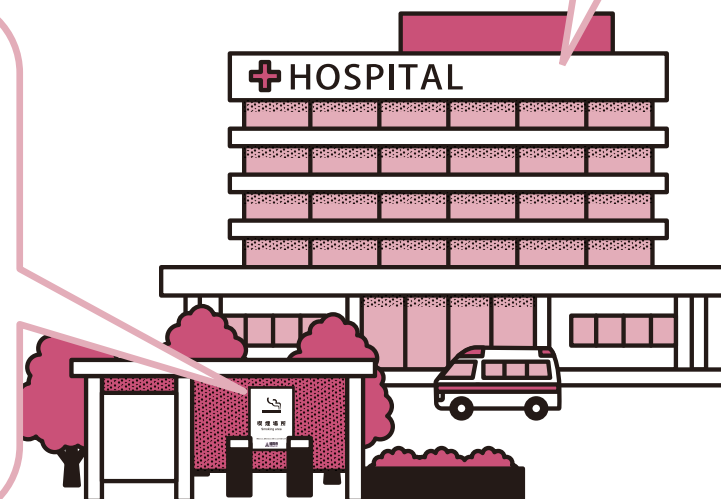
喫煙場所を設ける場合

その場所が特定屋外喫煙場所であることを示す標識を掲示しなければなりません。



⑦

※バス、タクシー、飛行機は車内(機内)に喫煙場所を作ることはできません(施行日は2020年4月1日)



その他の標識

標識は福岡市公式ウェブサイトよりダウンロードできます。また、P2の福岡市より郵送も行っております。

公衆喫煙所

その場所が公衆喫煙所であることを示す標識



⑧

禁煙

その場所が禁煙であることを示す標識



⑨

標識があると
分かりやすく
助かるわ



その他、改定のポイント

喫煙室を設ける場合の、たばこの煙の流出防止にかかる技術的基準

喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出防止にかかる技術的基準については下記のように定められています。

- ①出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること
- ②たばこの煙(蒸気を含む。以下同じ)が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
- ③たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること

※1 施設内が複数階に分かれている場合においては、上記基準に代えて、壁、天井等で区画した上で、喫煙階と禁煙階を分ける取扱いも可能とする
※2 既存特定飲食提供施設においては、店舗内の全体の場所を喫煙可能室とする場合の技術的基準は、壁、天井等によって区画されていることとする
※3 施行時点に既に存在している建築物等であって、管理権原者*の責めに帰することができない事由によって上記基準を満たすことが困難な場合にあっては、たばこの煙の流出防止にかかる技術的基準について一定の経過措置を設ける

経営規模の小さな飲食店が「喫煙可能室」を設置する場合(既存特定飲食提供施設の届出)について

「喫煙可能室」「喫煙可能店」を設置する場合は、所定の届出書により、店舗の名称や所在地等を届け出てください。
届け出た内容に変更が生じた場合や、「喫煙可能室」「喫煙可能店」を廃止する場合も届出書を提出してください。
届出書の書式は、福岡市の公式サイトよりダウンロードできます。必要事項を記入し、下記へご郵送ください。

【提出先】福岡市保健医療局健康増進課健康づくり係

【住所】〒810-8620
福岡市中央区天神1丁目8の1

【電話】092-707-1905

【受付時間】9:00～17:00(年末年始・土日祝を除く)

福岡市では、各種標識の郵送も行っております。
必要な事業者様は左記へご連絡ください。

20歳未満の方は、喫煙エリアへは立入禁止

20歳未満の方については、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、一切、喫煙エリア(屋内、屋外を含めた全て)へは立入禁止となります。これについては、たとえ従業員であっても立ち入ることはできません。万が一、20歳未満の方を喫煙エリアに立ち入らせた場合、施設の管理権原者等**は指導・助言の対象となります。



喫煙室のある施設における従業員への対応

改正法では、各施設の管理者に対し、従業員の受動喫煙を防止するための措置を講ずることを努力義務として設けています。また、労働安全衛生法において、事業者に対して屋内における労働者の受動喫煙を防止するための努力義務を課しています。健康増進法で義務付けられる事項と労働安全衛生法の努力義務により事業者が実施すべき事項をまとめたガイドラインを策定しています。



職場における受動喫煙防止のためのガイドライン

義務違反時の指導・命令・罰則の適用について

違反者には、罰則の適用(過料)が課せられることがあります。改正法における過料とは、秩序罰としての過料であり、法律秩序を維持するために、法令違反者に制裁として科せられるものです。また、過料の金額については、福岡市長の通知に基づき、地方裁判所の裁判手続きにより決定されます。



指導・命令・罰則の一覧

※管理権原者・・・所有者等、施設の設備の改修などを適法に行うことができる権原を有する者
※管理権原者等・・・管理権原者及び管理者(事実上現場の管理を行っている者)

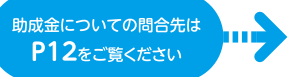
財政・税制支援等について

事業者が、受動喫煙対策を行う際の支援策として、各種喫煙室の設置等にかかる財政・税制上の制度が整備されています。



[財政支援]受動喫煙防止対策助成金

本助成金は、中小企業事業主が受動喫煙防止対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす各種喫煙室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費に対して助成を行う制度です。



助成金についての問合せ先はP12をご覧ください

[税制措置]特別償却又は税額控除制度

中小企業等が経営改善設備等を取得した場合について、喫煙専用室に係る器具備品等を、特別償却又は税額控除の対象とするものです。

よくあるご質問

Q 喫煙専用室設置施設や喫煙可能室設置施設等の標識について、具体的にはどのような場所に掲示する必要があるのか？

A 喫煙専用室設置等の標識については、施設の主たる出入口の見やすい箇所に、これらの標識に記載された事項が容易に識別できるように掲示していただく必要があります。掲示の場所については、出入口の扉の表側や出入口の扉の横の外壁部分に限らず、出入口の付近も標識の掲示場所となり得ます。例えば、飲食店であれば店の玄関や受付、靴箱付近等が考えられますが、その場合でも、必ず、掲示された標識が施設に入る際に目に付くようにしていただく必要があります。なお、標識については、必要事項が容易に識別できるように記載されていれば、施設の管理権原者が独自に作成したものを掲示いただくことも可能ですので、施設の様態に合わせたレイアウトや配色としていただいて構いません。

Q 複合ビルB内の飲食店Aがテナントとして入居している場合で、飲食店Aに改修権原がない場合、管理権原者には誰が該当するのか？

A Aに加えてBも管理権原者となります。例えば、仮に喫煙専用室等の基準不適合が判明した場合には、A又はBは当該喫煙専用室等をいったん入室ができない状態にするために閉鎖する措置をとらないといけませんが、その後当該喫煙専用室等を廃止するか、基準に適合させるための改修を行うかについては、AB間で話し合ってください。

Q 飲食店のテラス席は屋外でよいのか？

A 外気の流入が妨げられる場所として、屋根があり、かつ側壁が概ね半分以上覆われている場合には「屋内」となり、そうでない場合には「屋外」となります。ただし、テラス席については、テラス席において喫煙をした際のたばこの煙が店内に流れ込むことがないように、側壁が概ね半分以上覆われていない場合であっても、店内と境界が壁やガラス扉等で仕切られていない場合には、屋根に覆われている場所は「屋内」として取り扱います。

Q 旅館やホテルの宴会場、飲食店の個室であっても紙巻たばこの喫煙はできず、喫煙をする際は喫煙専用室を設置する必要があるのか？

A そのとおりです。なお、このような場所が加熱式たばこ専用の喫煙室としての基準を満たすものである場合においては、当該場所で飲食等も可能となります。

Q 同一の建物にある飲食店について、別々に飲食店営業許可を受けているが、管理権原者が同一である場合については、1つの既存特定飲食提供施設と扱うこととなるのか？

A 管理権原者が同一であっても、飲食店営業許可を別々に受けており、それぞれが既存特定飲食提供施設の要件を満たすものであれば、それぞれ別の既存特定飲食提供施設となります。

福岡市公式ウェブサイトでは、お問い合わせ・ご相談フォームより、個別に質問やご相談を受け付けています。



お問い合わせ・通報

問 合 せ 先 一 覧

福岡市保健医療局健康増進課健康づくり係

電 話 092-707-1905

受付時間 9:00～17:00(年末年始・土日祝を除く)

住 所 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8の1

W E B <https://www.city-fukuoka-jyudokitsuen.com/>

既存特定
飲食提供施設の
届出は
こちらへ

標識の
郵送も行っ
ております。



国 等 の 支 援 策

受動喫煙防止対策助成金について

問 合 せ 先 厚生労働省 福岡労働局 労働基準部 健康課

電 話 092-411-4798

受付時間 9:00～16:00(12:00～13:00を除く)

W E B <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>

中小企業事業主が受動喫煙対策として一定の基準を満たす各種専用の喫煙室等を設置する際にかかる経費の一部を助成する制度です。



生衛業受動喫煙防止対策助成金について

問 合 せ 先 公益財団法人 福岡県生活衛生営業指導センター

電 話 092-651-5115

受付時間 9:00～16:00(12:00～13:00を除く)

W E B <https://www.seiei.or.jp/smoking/>

個人事業主であって、既存特定飲食提供施設に該当する施設で営業されている方が喫煙室の設置などを行う場合にかかる経費の一部を助成する制度です。



受動喫煙防止対策に関する技術的なご相談

問 合 せ 先 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

電 話 050-3537-0777

受付時間 平日10:00～17:00(12:00～13:00を除く)

W E B <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049989.html>

労働衛生コンサルタント等の専門家が、職場環境に応じた適切な対策が実施できるよう、個別に相談・助言を行っています。



令和5年4月現在作成



受動喫煙のない社会を！

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>

なくそう！望まない受動喫煙

